



2021年8月16日

各位

会社名 新光商事株式会社
 代表者 代表取締役社長 小川達哉
 (コード番号 8141 東証第一部)
 問合せ先 取締役 一色修志
 電話番号 03-6361-8111

第68期定時株主総会第2号議案(定款一部変更の件)一部無効のお知らせ

2021年6月25日開催の当社第68期定時株主総会において、原案通り承認可決されました「第2号議案 定款一部変更の件」のうち「第5条(公告の方法)」の変更内容において、今般、記載された文言の一部に不備があることが判明いたしました。従いまして、当該公告の方法の変更に関する決議は無効となりますので、お知らせいたします。

記

1. 無効となった決議の内容

「第2号議案 定款一部変更の件」のうち「第5条(公告の方法)」の変更

(1) 提案の理由

公告閲覧の利便性向上および公告手続の合理化を図るため、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の処置を定めるものとして、以下のとおりご承認をお願いしたものであります。

(2) 変更の理由

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款 | 変更案 |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (公告の方法) 第5条 当社の公告は <u>日本経済新聞に掲載する。</u> | (公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞または官報に掲載する方法により行う。</u> |

2. 無効となった理由

会社法第939条第3項において、電子公告を公告方法とする場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、官報または日刊新聞紙のいずれかに掲載する方法を定めることができるとあり、「日本経済新聞または官報」という選択の余地のある記載は適切ではないと解されるためであります。

3. 損益への影響

このことによる損益への影響はありません。

4. 今後について

2022年開催予定の第69期定時株主総会において、予備的公告方法にかかる定款規定を会社法に則った内容とし、改めて当該公告方法を電子公告に変更するための定款変更議案を上程する予定であります。

以上